

議案第6号

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年3月26日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号から第5号までの規定中「2人」を「4人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。